

第1439回 京都市教育委員会会議 会議録

1 日 時 令和2年11月5日 木曜日

開会 10時00分 閉会 10時45分

2 場 所 京都市総合教育センター 第1研修室

3 出席者	教 育 長	在田 正秀
	委 員	奥野 史子
	委 員	星川 茂一
	委 員	高乗 秀明
	委 員	笹岡 隆甫
	委 員	野口 範子

4 欠席者 なし

5 傍聴者 なし

6 議事の概要

(1) 開会

10時00分、教育長が開会を宣告。

(2) 前会議録の承認

第1438回京都市教育委員会会議の会議録について、教育長及び全委員の承認が得られた。

(3) 議事の概要

ア 議事

議案3件

イ 非公開の承認

議案2件について、市長の作成する議会の議案に対する意見の申出及びその他の関係機関と協議等を必要とする事項に関する案件であり、京都市教育委員会会議規則第3条に掲げる「非公開事項」に該当するため、京都市教育委員会会議規則に基づき、非公開とすることについて、全員の承認が得られた。

ウ 議決事項

議第23号 京都市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について

(事務局説明 伊藤 総務課担当課長)

京都市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について説明する。

これまで、オンライン会議システム等を活用した教育委員会会議について、それを妨げる規定はなかったものの、文部科学省においても、オンラインで参加した場合の出席の取扱い等について明確な考えが示されていなかった。しかし、新型コロナウイルス感染症への対応として、可能な限り接触機会を少なくするため、オンライン会議システム等を活用した開催方法の必要性が高まったことを踏まえ、令和2年7月28日付文部科学省通知「オンライン会議システム等を活用した総合教育会議及び教育委員会の会議の開催について」において、①合議体として、複数の構成員が相互に、自由、率直に意見を交換し合うことによって、適切に意思決定を行うことができる限り、必要に応じ教育委員会規則等の整備を図った上で、オンライン会議システムやテレビ会議システムを活用して総合教育会議や教育委員会の会議を開催することも可能であること、②その場合、例えば、会議の構成員の全員または一部がオンライン会議システム等を活用して会議に出席する方法が考えられること、③この場合出席については、構成員がオンライン会議システム等を活用して発言等ができる状態になること、議決については、構成員がオンライン会議システム等を活用して任意の方法により表決に加わり、議事を決することなどとして考えることができることが示された。

本通知を受け、本市においても、インターネット等を利用した方法により、会議を開催できるよう規定を整備するものである。

まず、第4条の「参集の義務」に関してである。第4条第1項で、「委員は、招集の当日、指定の時刻までに、指定の場所に参集しなければならない」としているが、参集できない場合でも、事前に申し出ていただければインターネット等を利用した方法によって会議に参加することができることとし、その場合も出席扱いとすることとしたい。ただし、会議の途中で断線等により、インターネット等を利用することができなくなった場合や、継続して参加することができなかった場合の取扱いについては、その都度教育長が定めることとしたい。なお、参集できない場合とは、例えば、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に指定され自宅待機をしなければならない場合や、他の業務等により遠隔地に所在する場合などが考えられる。

続いて、第9条の「採決」に関してである。現在、採決の際は、「会議場にいる委員は、採決に加わらなければならない」としているが、インターネット等を利用した方法によって出席したものとみなされた委員も採決に加わっていただくため、「出席委員は、採決に加わらなければならない。」としたい。

「施行期日」は、公布日としている。

なお、今後、インターネット等を利用した方法による会議運営が円滑に実施できるよう、案件等を踏まえて試行実施を行うことを検討してまいりたい。

(委員からの主な質問・意見)

特になし。

(議決)

教育長が、議第 23 号 京都市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について、各委員「異議なし」を確認、議決。

エ 非公開の宣言

教育長から、議案 2 件について、会議を非公開とすることを宣言。

オ 議決事項

議第 24 号 京都市立近衛中学校増築工事請負契約の締結について

(事務局説明 池田 教育環境整備課長)

議第 24 号「京都市立近衛中学校増築工事請負契約の締結」について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に基づき、教育委員会として市長に対し意見を申し出るものである。

現在、近衛中学校体育館は令和 2 年 6 月に解体工事が完了し、埋蔵文化財発掘調査を実施しているところである。11 月市会において契約議案が可決されたら、契約が締結され、令和 4 年 2 月の工事完成に向けた新築工事が始まる予定である。

続いて、新体育館の工事概要を説明させていただく。新体育館について、旧体育館の跡地及び学校敷地の一部を活用し、アリーナ部分を約 130 m²拡張するなど教育活動の充実を図るとともに、避難所としての機能を強化し整備する計画である。

体育館設備は、防災機能を強化するためステージ下に防災備蓄用床下収納を設け、蓄電池付太陽光発電設備、更衣室へのシャワーユニットを設置する予定である。また、暑さ対策としては、屋根・外壁への外断熱、高断熱複層ガラスを導入し館内の温度の安定化を図り、かつ館内空気の循環及び換気のためのエア搬送ファンを設置する。その他、環境への配慮として LED 照明や雨水タンクの整備、市内産木材の利用促進として、外壁及び内装にみやこ杉木を採用する計画である。

契約方法は一般競争入札であり、10 月 21 日に仮契約を行っている。また、請負業者は株式会社藤井組であり、請負金額は 4 億 4,814 万円である。

(委員からの主な質問・意見)

【星川委員】 屋根や外壁に断熱材、高断熱複層ガラスを導入するとのことだが、これまでの体育館整備の際は同様の仕様か。また、暑さ・寒さ対策としての効果は。

【事務局】 断熱材は屋根及び壁面外側に設置し、複層ガラスは二重のガラスになっておりそのガラスの間に空気が入ることで館内の温度上昇を抑える効果がある。断熱材や複層ガラスは、体育館リニューアル工事でも採用している。また、エア搬送ファンをキャットウォーク下部の壁面に 8 台設置する。エアコンのように涼しいことはないが、換気扇を併用することで空気を循環させ、暑さを和らげることができる。

【野口委員】 新型コロナウイルス感染症が流行している中で、エア搬送ファンの設置場所は、空気循環などの換気面を考慮しているのか。

【事務局】 設置場所は空気循環を考慮しているとともに、換気扇を設置することでも館内の換気を図っている。なお、エア搬送ファンと換気扇だけでは、少し熱が循環するぐらいで効果が少ないため、両側の窓を全開し換気するなど、体育館使用時の換気の徹底を図っている。

【奥野委員】 災害対応のトイレはどのようなものか。また、旧体育館が既に取り壊されているが、現在の教育活動に支障は生じていないか。

【事務局】 蓄電池太陽光発電設備を設置することから、停電時もトイレ使用が可能であり、災害対応トイレとしている。なお、旧体育館には更衣室は設置されていたが、トイレは設置されていなかった。

教育活動については、体育授業はグラウンドで行うなどの工夫を行うとともに、体育館を使用していた部活動は、近隣の小学校2校、中学校1校の体育館を借りて活動している。

【高乗委員】 学校は防災拠点にもなるが、新体育館の設計等の決定に地域の方の意見を聴いているのか。

【事務局】 令和2年2月に地元の自治連会長や体振会長、社協会長、自主防会長から意見を聴く場を設けている。

(議決)

教育長が、議第24号 京都市立近衛中学校増築工事請負契約の締結について、各委員「異議なし」を確認、議決。

議第25号「教育に関する事務に係る令和2年度京都市一般会計補正予算について」

(事務局説明 福知 総務課長)

今回の補正予算では、増額補正4000万円と、減額補正1億4400万円、差し引きで1億400万円の減額補正を計上している。

まず「1 学校園における新型コロナウイルス感染症発生時の消毒作業」についてである。6月に学校が再開して以降、学校の教職員及び児童生徒に新型コロナウイルスの陽性者が生じるケースが散発している。こうした場合に、翌日以降の教育活動を速やかに再開するため、保健福祉局医療衛生推進室と連携して実施する疫学調査に基づいて、専門業者による必要範囲の消毒作業を行っており、これに要する経費をお願いするものである。7月から昨日まで、計23校で消毒作業を実施し、現時点で1000万円程度の経費が生じているところ。学校規模によるが、1校当たり40～70万円程度で委託している。今後の必要経費は感染状況によって左右されるが、これまでの所要額を勘案し、4000万円を必要経費として計上している。

次に「2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業の執行減に伴う減額補正」についてである。今年度、コロナ対応のために新たに創設された内閣府所管の交付金であるが、地方自治体の状況に応じて、感染拡大防止や地域経済の活性化等のために柔軟に活用できることとされている。この地方創生臨時交付金について、既に執行が終了した事業に係る不用額を減額補正し、今後更に必要となる対策に要する経費の財源にもう一度活用しようということで、教育委員会だけでなく、市全体で、既に執行額が分かってきたものについては積極的に減額補正を計上しているもの。教育委員会の関係で

は、「GIGAスクール構想の早期実現」の関連で1億4400万円の減額を計上している。
5月と7月に計上したGIGAスクール関連予算のうち、今回の減額補正では、地方創生臨時交付金を活用した地方単独事業である「端末整備4.2万台」「フィルタリング対策」の入札で実績減が生じたものの合計として、1億4400万円を計上している。

(委員からの主な意見)

【笹岡委員】 消毒作業の委託業者は何社あるのか。

【事務局】 2社に依頼しており、市の医療衛生企画課も基本的に同様の業者に依頼している。同種の業者が多くない中、夜間や休日に至急の作業を依頼している場合もあり、市内で多くの感染者が出た日には、順番待ちをしてなんとか請け負っていただいている状況である。

【奥野委員】 消毒作業委託は、どのような作業内容か。

【事務局】 疫学調査に基づき、消毒場所等を特定するが、対象面積によって、散布することもあれば、拭き取りの場合もある。

【星川委員】 「GIGAスクール構想の早期実現」は、補正総額約58億円のうち、今回減額補正する1.4億円を除いた全額を執行するのか。

【事務局】 今回、減額補正するのは補正総額約58億円のうち、地方創生臨時交付金を活用した地方単独事業28億円から生じた不用額である。残りの文部科学省補助事業約30億円についても入札実績減は生じているが、他目的に再活用できないため、減額補正には計上していない。ただし、地方単独事業のうち「校外インターネット接続環境の増強」「児童生徒用アカウント作成・管理システムの構築」「大型提示装置」は今後執行予定であり、更に入札実績減等が生じる可能性があり、その場合は2月市会にて再度の減額補正を行う可能性がある。

【奥野委員】 GIGAスクール構想により整備する児童生徒用端末は、原則として学校で使用し、家庭学習の際は個人所有の端末がある場合はそちらを使用する想定か。また、冬になり、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症による臨時休業が増えるかもしれない。現時点で学級閉鎖など生じた場合には、ICT機器を活用したオンライン授業など出来る環境は整っているのか。

【教育長】 GIGAスクール構想は校内での端末使用を前提としているが、個人所有の端末がない児童生徒に対して、臨時休業時などにも端末貸出を行ったり、同一機種のほうが教員による学習支援を行いやすいなどの事情があれば、柔軟に、全員に端末貸出を行ったりもしている。

この間、学級単位・学年単位・学校単位での休業が生じ、自宅にいる子どもたちに対して教員が学校から授業を配信したり、隣のクラスの授業を撮影して配信したり、様々な工夫が積み重なってきた。発達段階によっては授業映像を長時間見ることが困難であると考えられることから、朝のあいさつと学習内容の指示を行い、終わりの時間に進度を確認するなど、ポイントを絞ってオンラインを活用している事例もある。こうした実践例を他校にも共有いただいている。

【高乗委員】 オンライン授業については、並行して評価をしていくことが重要。先進

的な実践の良かった点と悪かった点をしっかりと点検し共有してほしい。

【教 育 長】 G I G Aスクール構想の実現に係る知見を集約したポータルサイトも作成しているところであり，成果・課題の積極的な共有に努めてまいりたい。

【笹岡委員】 フィルタリング対策はどのように機能するのか。1人1台端末が与えられると，子どもたちは動画サイト等を閲覧するケースもあると思う。

【事 務 局】 ジャンル・キーワードで閲覧制限を設けられる仕様を想定しているが，具体的な運用について今後研究していく。

(議決)

教育長が，議第25号「教育に関する事務に係る令和2年度京都市一般会計補正予算について，各委員「異議なし」を確認，議決。

(4) その他

○教育長から，前会会議以降の主な出来事等について報告

10月24日～25日	京都京北小中学校新校舎住民見学会
10月29日	西陵中学校区小中一貫校の創設に係る校名要望書の提出
10月31日	京都京北小中学校学校図書館地域開放開始
11月1日	京都市立陵ヶ岡小学校創立50周年式典
11月2日	小学校長会との懇談
11月3日	京都市子どもの読書活動優秀実践団体（者）表彰式

○事務局から当面の日程について説明

(5) 閉会

10時45分，教育長が閉会を宣告。

署 名 教育長